

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
21	募集要項	19	第5	1	(1)	イ	<p>「基準金利は、東京銀行間取引金利 TIBOR1年もの（円／円）とし、この基準金利を参考に、10年固定金利を想定したスプレッドを設定するものとする。」とございますが、TIBOR1年ものを参考にした10年固定金利とは具体的にどのように算出するのでしょうか。一般的には明確化の観点からもリフィニティブ社が算出するTOKYO SWAP RATE (TSR)などを参照するものと認識しておりますので、TSRを参照することに見直しいただけないでしょうか。また、足元では金利上昇傾向にあるため、長期固定金利での資金調達が困難になる可能性があると思われますので、5年もしくは10年などで基準金利の見直しをご検討いただけないでしょうか。</p>	<p>基準金利は、引渡し時の金利の変動への対応と、提案時の各グループの考え方を統一することを目的として、市でも無料で確認できる指標を採用しました。金利については、このTSRとの差分をスプレッドに加算するなど、事業者の提案に委ねることを想定しており、募集要項のままとします。</p> <p>基準金利については、次の通り変更します。基準金利は、Refinitiv（登録商標）より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの（円／円）金利スワップレートとする。基準金利がマイナス となる場合は「0%」と読み替えるものとする。</p>